

大田市ふるさと納税特産品提供事業者募集要項(令和8年 3 月改正)

1 目的

本市へのふるさと納税促進と「大田市」の魅力や地元特産品の PR、販売促進及び地元経済の活性化等の相乗効果を図るため、本市にふるさと納税をされた方へ進呈する返礼品の提供に協力していただける「大田市ふるさと納税特産品提供事業者」(以下、事業者)を募集します。

2 募集対象事業者

下記の要件に全て適合する事業者を対象とする。

※ただし、全ての要件に適合する事業者であっても市が適当でないと認めた場合は対象とならない。

- (1) 本社(本店)、支社(支店)、事業所、工場、田畑等の生産拠点のいずれかを市内に有する法人・団体又は、個人事業者等であること。ただし、本市のPRや地域ブランドの向上、産業振興、観光振興に寄与すると市が判断する場合はこの限りではない。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により、大田市の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定されている暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 大田市税等の滞納がないこと
- (8) 総務省が告示等で定める事項に基づき市が公表する内容を確認し、公表内容に同意すること。

※複数の事業者の返礼品をセット化して応募することも可能だが、各事業者も上記の要件を満たすこと。

3 募集対象特産品

下記の要件に全て適合する特産品を対象とする。

※ただし、全ての要件に適合する特産品であっても、市が適当でないと認めた場合は対象となりません。

- (1) 大田市の魅力を発信する商品またはサービスであるもの。
- (2) 平成 31 年総務省告示 179 号第 5 条に掲げる地場産品基準のいずれかに該当しているもの。
- (3) 著作権法、商標法または、その他関係法令・条例等に違反しないこと。
- (4) 市からの依頼後、速やかに特産品が発送できるもの。飲食物の場合は、原則、寄附者に到着後、5 日以上(消費)の賞味(消費)期限が保証される特産品であるもの。

※自然条件や製造過程等により出荷可能時期が限定されるいわゆる「季節商品」や事前に市へ相

談し、認められた場合は除く。

※寄附者と発送日を調整し、発送する場合は除く。

4 返礼品の発送について

下記のとおり発送方法を定める。

- (1) 発注はふるさと納税業務管理システム「do」、電子メール、FAX 等にて行う。
- (2) 発注確認後、速やかに寄附者へ発送すること。
- (3) 日付指定や時間指定がある場合には、指定された日時に発送すること。
- (4) 原則として返礼品の変更は認めない。ただし、天災等の理由により品物が確保できない場合は、事業者の責任において代替品を提案し、市と協議のうえ対応する。
- (5) 在庫切れ等により返礼品の出品を停止する場合は、速やかに市へ報告すること。

5 返礼品の価格及び発送料金について

- (1) 返礼品の価格は、商品代金・梱包代・人件費を含んだ、原則小売価格と同価格とすること。
- (2) 返礼品の価格、内容量等に変更が生じた場合は速やかに市へ報告すること。
- (3) 送料は、実費分を市が負担するため、価格に含めないこと。
- (4) 寄附額は大田市が設定することとする。寄附額は原則、千円単位とする。

6 返礼品と発送料金の請求について

下記のとおり請求方法を定める。

- (1) 「返礼品代」と「発送料金」は分けて請求すること。
- (2) 「発送料金」の請求書には発送伝票を添付すること。
なお、運送事業者が発行する明細書、ふるさと納税業務管理システム「do」より打ち出した出荷明細書(出荷日・伝票番号記載済)、配送先氏名・発送日・伝票番号(お問合わせ番号・送り状番号等)の記載のあるもののいずれかを発送伝票に代えることができる。
- (3) 分割して返礼品を発送した場合は、発送の都度、返礼品代及び発送料金を請求できる。
- (4) 大田市会計管理者より指定された口座へ請求金額を入金するので、債権者登録届出書を提出し、入金口座の登録を行うこと。

7 事業者応募期間

随時

8 申込方法・提出書類

事業への参加、返礼品の登録については、下記書類を提出すること。

- (1) 事業への参加
 - ① 参加申込書
 - ② 誓約書
- (2) 返礼品の登録

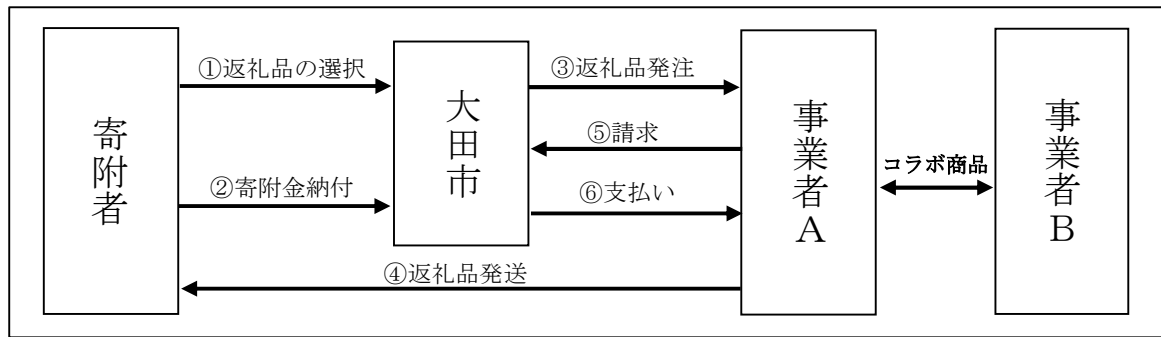
- ① どがなかなか大田ふるさと寄附金返礼品等提案書または、どがなかなか大田ふるさと寄附金返礼品等提案書(サービス)
- ② 返礼品の写真(商品、サービス提供内容が分かる画像など)

参加申込書、誓約書については窓口持参、FAX、メール等により大田市役所政策企画課へ提出すること。

どがなかなか大田ふるさと寄附金返礼品等提案書、どがなかなか大田ふるさと寄附金返礼品等提案書(サービス)、返礼品の写真は市または大田市ふるさと納税業務委託業者へ提出すること。返礼品の写真は電子データをメール等で提出すること。

9 返礼品発送の流れ

大田市、寄附者、事業者との関係は下図の通りです。



- ① 「寄附者」が寄附申出時に返礼品を選択する。
- ② 「寄附者」から寄附金が納付される。
- ③ 「大田市」が「事業者 A」へ返礼品を発注する。
- ④ 「事業者 A」が「寄附者」へ返礼品を発送する。
- ⑤ 「事業者 A」が「大田市」へ費用を請求する。
- ⑥ 「大田市」が「事業者 A」へ支払う。

※コラボ商品について

複数の事業者の商品をセット化する場合、市は取りまとめ事業者(上図中の A)にのみ発注や支払いを行います。

※寄附者が特産品を選択してから寄附金納入後に発注するまでに日数がかかる場合があるため、品切れ等が予想される場合は、すみやかに市へ連絡すること。

10 問い合わせ・クレーム対応について

返礼品の発送から到着までの寄附者との調整、また返礼品及び発送についての問い合わせやクレーム対応については原則、事業者の責任で行うこと。クレーム対応については、市へ状況や内容などを報告すること。

11 個人情報の保護

特産品事業者はこの事業による業務を遂行するにあたり、個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守すること。寄附者の個人情報は、返礼品の発送以外の目的に

使用し、又は第三者に漏らしてはならない。返礼品提供終了後も同様とする。

12 その他留意事項

- (1) 積極的に大田市の PR 等を行い、シティプロモーションに努めること。
- (2) 返礼品の変更・中止をする場合や、返礼品に関して発送の遅延、品質及び発送過程等で事故等の問題が発生した場合には速やかに市へ報告すること。
- (3) 返礼品の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情内容について市へ報告すること。
- (4) 市は、登録された特産品事業者が特産品事業者としての要件に適合しなくなったと認める場合、もしくは総務省から疑義照会があった場合には、その登録を一時停止または取り消すことがある。
- (5) 市は、申込内容に虚偽があった場合、若しくは市に損害を及ぼす行為があった場合は、登録を取り消し、違約金及び損害賠償の対象となり得ることがある。
- (6) 返礼品について、どがなかな大田ふるさと寄附金返礼品等提案書または、どがなかな大田ふるさと寄附金返礼品等提案書(サービス)のとおりとなっているか、予告なく調査・確認を行うことがある。正当な理由が無く応じていただけない場合は、登録を取り消すことがある。
- (7) 市または大田市ふるさと納税業務委託業者が開催する制度説明会等には必ず参加すること。